

保険証更新のお知らせ

新しい保険証は3月下旬に郵便で配布します

国

保

新しい保険証は3月下旬に各家庭に郵送します。保険証が届きましたら、住所・氏名など記載内容を確認して大切に保管してください。なお、期限切れの保険証は破棄してください。

もし、実際に住んでいるにもかかわらず保険証が届かなかった国保世帯がありましたら連絡してください。

なお、国保税に未納がありますと、短期証または資格証明書が交付される場合もあります。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成18年3月31日		
記号・番号	12-1234-12345	性別	男
氏名	都留太郎		
生年月日	平成15年1月9日		
世帯主名	都留一郎		
住所	山梨県都留市上谷一丁目1番1号		
資格取得年月日	平成17年4月1日		
交付年月日	平成17年4月1日		
保険者番号	1 9 9 9 9		
保険者名	都 留 市		

☆国保税の納付について

納付期限を忘れていたなどの理由で国保税を納めていない方は、できるだけ早く納めてください。

また、国保税を納める意志はあっても、失業や病気などの事情でどうしても納付が困難な方は、分割納税などの方法もありますので、お早めにご相談ください。

担当者がお話を伺い、一緒に解決方法を考えさせていただきます。

☆保険証の再交付には身分を証明するものが 必要になります。

保険証の再交付には、運転免許証・パスポートなどの身分を証明するものがが必要です。申請者は、本人または同居の家族とし、それ以外の場合は、委任状と申請者の身分証明書が必要になります。

なお、同居していても世帯分離している場合は、委任状が必要です。

問合せ 保険証に関すること 市民生活課 国保医療担当 / 国保税に関すること 税務課 収納担当

国民年金のおしらせ

問合せ 市民生活課 国民年金担当

若年者納付猶予制度が 平成17年4月から始まります

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得状況で国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

30歳未満の方で所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

この制度が承認されている間に万が一の事故や病気が発生して障害が残った場合には、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が支給されます。

また、承認された期間は受給資格期間には計算されますが、将来の年金額の計算には入りません。ただし、承認された期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納)。将来、満額の年金に近づけるためにも保険料の追納をおすすめします。

なお、平成18年6月までに手続きした場合、平成17年4月から平成18年6月まで保険料の納付が猶予されます。

手続きは毎年必要になりますのでご注意ください。(来年度は7月以降に手続きをしてください。)

特別障害給付金制度が 平成17年4月から始まります

1. 特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

2. 対象者

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生。

昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

3. 支給額

1級：月額5万円(2級の1.25倍) 2級：月額4万円

支給額は、毎年度自動物価スライドにより変動があります。所得によって支給制限となる場合があります。

老齢年金などを受給されている場合は、支給制限があります。支払いは、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。

前月までの分をお受け取りいただくこととなります。(初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。)

4. 窓口

請求の窓口は、市民生活課国民年金担当です。

障害認定などの審査、支給事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行います。